

2018年2月1日 全9頁

上場株式等の住民税の課税方式の解説 (法改正反映版)

「住民税の申告書」を提出することにより負担減のケースも

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2017年度の税制改正により、上場株式等の住民税の課税方式が事実上見直されている。
- 上場株式等の配当所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることが明確化された。特定公社債等の利子所得及び源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等における申告不要制度と申告分離課税の選択においても、同様である。
- 上場株式等の配当所得については、課税所得金額によっては「上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）」が最も納税額が少なくなる課税方式となる場合がある。上場株式等の譲渡所得・利子所得については、自営業者や年金生活者等が、上場株式等の譲渡所得・利子所得につき「所得税では申告分離課税（損益通算・繰越控除などを利用）、住民税は申告不要制度」が税と社会保険料を合わせた負担額が最も少なくなる課税方式となる場合がある。
- 所得税と住民税で異なる課税方式を選択するには、所得税の確定申告書を税務署に提出するとともに、別途、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。なお、住民税の申告書の様式は市区町村により異なるため、申告書提出にあたっては、納税者自らが市区町村に問い合わせる必要がある。

[目次]

1. 上場株式等の住民税の課税方式とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
2. 課税方式の選択と税・社会保険料負担への影響・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 配当所得—「所得税は総合課税・住民税は申告不要」の可能性・・ 3 ページ
 - (2) 譲渡所得・利子所得—「所得税は申告分離・住民税は申告不要」の可能性
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
3. 異なる課税方式を選択するために必要な手続き・・・・・・・・ 9 ページ

※ 本レポートは、2017年1月25日公表「上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し」（是枝俊悟、大和総研レポート）につき、その後の法改正を踏まえ更新したものです。税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。

1. 上場株式等の住民税の課税方式とは

上場株式等の配当所得については、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能である。特定公社債等の利子所得及び源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等についても申告不要制度と申告分離課税を納税者が任意に選択できたが、同様に所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能である。

従来、法令に所得税と住民税で異なる課税方式を「選択できない」との規定はなかったが、実際に異なる課税方式を選択するための手続きが十分に整備されておらず、所得税で選択した課税方式を自動的に住民税でも選択したとみなす運用がされていることが多かった。

だが、2016年12月8日に公表された、自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱」¹にて、「市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する」とされた。

この「明確化」は必ずしも法改正を必要とするものではなかったが、その後、地方税法が改正され、所得税の確定申告書とは別に住民税の申告書を提出することにより、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが規定された。この改正は、2017年4月1日以後の地方税より適用されている。

上場株式等（上場株式、公募株式投信、特定公社債、公募公社債投信など、特定口座の対象となる金融商品）の所得について、現在の所得税と住民税の課税方式を整理すると、以下のようになる。

図表1 上場株式等の所得に係る課税方式

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	備考
譲渡所得 (注1)	源泉徴収ありの特定口座の場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	—
配当所得	原則	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税(注2)	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

(注1)取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

(注2)少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

(出所)法令をもとに大和総研作成

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

2. 課税方式の選択と税・社会保険料負担への影響

納税者の立場に立てば、法改正により、事実上、「新たな課税方式」の選択肢が加わったものと言える。

この「新たな課税方式」を選択することが納税者のメリットとなる主なケースについて図示すると、所得の種類及び投資家の職業別に、次の図表2のように示される。

図表2 所得税と住民税で課税方式を分けるメリットがある主なケース

個人投資家の職業	配当所得	譲渡所得・利子所得
給与所得者 (健康保険組合、協会けんぽ、 共済組合等に加入)	課税所得金額によっては、「所得税は 総合課税・住民税は申告不要(または 申告分離)」が最も納税額が少ない課 税方式となる場合がある ⇒本レポート2.(1)で解説	—
自営業者、年金生活者等 (国民健康保険、後期高齢者 医療制度等に加入)		繰越控除・損益通算を行う場合、「所得 税は申告分離・住民税は申告不要」が 税と社会保険料を合わせた負担額が最 も少なくなる課税方式となる場合がある ⇒本レポート2.(2)で解説

(出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

上場株式等の配当所得は、総合課税を適用すると配当控除の適用により正味の税率が変わってくる。このため、課税所得金額によっては「上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度(または申告分離課税)」が最も納税額が少なくなる課税方式となる場合がある。

上場株式等の譲渡所得・利子所得については、申告不要制度も申告分離課税も税率は変わらない。このため、税負担だけを考えると所得税と住民税で課税方式を分けることにメリットはないが、社会保険料負担も考えると、所得税と住民税で課税方式を分けることにメリットがある場合がある。具体的には、自営業者や年金生活者等が、上場株式等の譲渡所得・利子所得につき「所得税では申告分離課税(損益通算・繰越控除などを利用)、住民税は申告不要制度」を選択することが税と社会保険料を合わせた負担額が最も少なくなる課税方式となる場合がある。

(1) 配当所得—「所得税は総合課税・住民税は申告不要」の可能性

上場株式等の配当所得につき、総合課税を適用した場合の住民税の税率は10%となる。商品によっては配当控除を適用することができるが、配当控除による税額控除額は次の図表3に示される通り最大でも配当所得の2.8%であり、配当控除を考慮後の住民税の税率は最小でも7.2%(最大は配当控除が適用されない場合の10%)となる。

図表 3 商品類型ごとの配当控除率（配当金額に対する税額控除額の割合）

商品類型	商品の種類	配当控除率(注1)	
		所得税	住民税
I	日本株、日本株ETF(注2)	10%	2.8%
II	公募株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資産の割合がいずれも50%以下のもの	5%	1.4%
III	公募株式投資信託のうちII・IVのいずれにも該当しないもの	2.5%	0.7%
IV	公募株式投資信託のうち株式以外の割合・外貨建資産の割合のいずれかまたは両方が75%超のもの	0%	0%
V	配当所得を生じさせる上場株式等のうちI～IVのいずれにも該当しないもの(外国株、REIT、ETN、国内ETFでI～IVに該当しないもの、外国ETFなど)	0%	0%

(注1) 課税所得金額が1,000万円以下の場合の金額。

(注2) 日本株ETFとは、正確には、「特定株式投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のもの」。

(注) 現行法令等をもとに大和総研作成

これに対して、申告不要制度または申告分離課税における住民税の税率は5%であるため、住民税においては総合課税を選択するよりも申告不要制度（または申告分離課税）を選択した方が常に（最小で2.2%、最大では5%）実質的な税率が低くなる。

なお、申告分離課税と申告不要制度ではいずれも住民税の税率は5%で同じであるが、損益通算及び繰越控除の適用を受けない場合は、申告不要制度を適用した方が納税者にとって有利であるものと考えられる²。

上場株式等の配当所得について、(A)「両方とも申告不要」、(B)「両方とも総合課税」、(C)「所得税は総合課税で住民税は申告不要」のいずれを選択すると納税者の税負担が少なくなるかにつき、図表3に示した商品類型ごとに検討を行ったものが、次の図表4-1～4-4で、図表4-1～4-4をまとめたものが図表4-5である³。

図表 4-1 課税方式の選択の分析（図表3の商品類型Iの場合）

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式		
	所得税・復興特別所得税(①)	住民税(②)	合計(①+②)	所得税(復興特別所得控除)			住民税					正味税率の合計(③+④)	正味税率の合計(③+②)
				税率	配当控除率	正味税率	税率	配当控除率	正味税率(④)				
195万円以下	15.315%	5%	20.315%	5%	10%	0%	0%	10%	2.8%	7.2%	7.2%※1	5%※1	C
195万円超 330万円以下				10%		0%	0%				7.2%	5%	
330万円超 695万円以下				20%		10%	10.21%				17.41%	15.21%	
695万円超 900万円以下				23%	13%	13.273%	20.473%				18.273%		
900万円超 1,000万円以下				33%	23%	23.483%	30.683%				28.483%		
1,000万円超 1,800万円以下				33%	28%	28.588%	37.188%				33.588%		
1,800万円超 4,000万円以下				40%	35%	35.735%	44.335%				40.735%		
4,000万円超				45%	40%	40.84%	49.44%				45.84%	A	

※1 配当所得に係る税額から控除し切れない分は、他の所得に係る税額から控除する形となる。

※2 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。

※3 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。

(出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

² 後述するように、各種の社会保障制度においては申告された住民税の所得が用いられるため、社会保障制度への影響を考慮すると、申告分離課税より申告不要制度を選んでおいた方が納税者にとって有利と考えられる。

³ なお、「所得税は申告不要で住民税は総合課税」も選択肢としてはありうるが、この場合、最低でも税率が実質22.515%（所得税+復興特別所得税15.315%、住民税実質7.2%）となり、両方とも申告不要とする20.315%より常に負担が重くなるため、考慮しないこととした。

図表 4-2 課税方式の選択の分析 (図表 3 の商品類型 II の場合)

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式			
	所得税・復興特別所得税 (①)	住民税 (②)	合計 (①+②)	所得税(復興特別所得税除く)			復興特別所得税込みの所得税の正味税率 (③)	住民税				正味税率の合計 (③+④)	正味税率の合計 (③+②)	
				税率	配当控除率	正味税率		税率	配当控除率					正味税率 (④)
195万円以下				5%		0%	0%				8.6%	5%	C	
195万円超 330万円以下				10%		5%	5.105%				13.705%	10.105%	AとCが同値	
330万円超 695万円以下	15.315%	5%	20.315%	20%	5%	15%	15.315%	10%	1.4%	8.6%	23.915%	20.315%		
695万円超 900万円以下				23%		18%	18.378%				26.978%	23.378%		
900万円超 1,000万円以下				33%	28%	28.588%	37.188%				33.588%			
1,000万円超 1,800万円以下				33%	30.5%	31.141%	40.441%				36.141%			
1,800万円超 4,000万円以下				40%	37.5%	38.288%	47.588%				43.288%			
4,000万円超				45%		42.5%	43.393%				52.693%	48.393%	A	

※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。
 ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。
 (出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

図表 4-3 課税方式の選択の分析 (図表 3 の商品類型 III の場合)

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式			
	所得税・復興特別所得税 (①)	住民税 (②)	合計 (①+②)	所得税(復興特別所得税除く)			復興特別所得税込みの所得税の正味税率 (③)	住民税				正味税率の合計 (③+④)	正味税率の合計 (③+②)	
				税率	配当控除率	正味税率		税率	配当控除率					正味税率 (④)
195万円以下				5%		2.5%	2.553%				11.853%	7.553%	C	
195万円超 330万円以下				10%		7.5%	7.658%				16.958%	12.658%	AとCが同値	
330万円超 695万円以下	15.315%	5%	20.315%	20%	2.5%	17.5%	17.868%	10%	0.7%	9.3%	27.168%	22.868%		
695万円超 900万円以下				23%		20.5%	20.931%				30.231%	25.931%		
900万円超 1,000万円以下				33%	30.5%	31.141%	40.441%				36.141%			
1,000万円超 1,800万円以下				33%	31.75%	32.417%	42.067%				37.417%			
1,800万円超 4,000万円以下				40%	38.75%	39.564%	49.214%				44.564%			
4,000万円超				45%		43.75%	44.669%				54.319%	49.669%	A	

※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。
 ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。
 (出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

図表 4-4 課税方式の選択の分析 (図表 3 の商品類型 IV・V の場合)

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式			
	所得税・復興特別所得税 (①)	住民税 (②)	合計 (①+②)	所得税(復興特別所得税除く)			復興特別所得税込みの所得税の正味税率 (③)	住民税				正味税率の合計 (③+④)	正味税率の合計 (③+②)	
				税率	配当控除率	正味税率		税率	配当控除率					正味税率 (④)
195万円以下				5%		5%	5.105%				15.105%	10.105%	C	
195万円超 330万円以下				10%		10%	10.21%				20.21%	15.21%	AとCが同値	
330万円超 695万円以下	15.315%	5%	20.315%	20%		20%	20.42%	10%	0%	10%	30.42%	25.42%		
695万円超 900万円以下				23%		23%	23.483%				33.483%	28.483%		
900万円超 1,000万円以下				33%	33%	33.693%	43.693%				38.693%			
1,000万円超 1,800万円以下				33%	33%	33.693%	43.693%				38.693%			
1,800万円超 4,000万円以下				40%	40%	40.84%	50.84%				45.84%			
4,000万円超				45%		45.945%	45.945%				55.945%	50.945%	A	

※1 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。
 ※2 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。
 (出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

図表 4-5 課税方式の選択の分析 (全商品類型のまとめ)

課税所得金額	最も税率の低い課税方式		
	商品類型 I	商品類型 II	商品類型 III・IV・V
195万円以下	所得税は総合課税で住民税は申告不要(C)	所得税は総合課税で住民税は申告不要(C)	所得税は総合課税で住民税は申告不要(C)
195万円超 330万円以下		AとCが同値	両方とも申告不要(A)
330万円超 695万円以下			
695万円超 900万円以下	両方とも申告不要(A)	両方とも申告不要(A)	両方とも申告不要(A)
900万円超 1,000万円以下			
1,000万円超 1,800万円以下			
1,800万円超 4,000万円以下			
4,000万円超			

(出所) 現行法令等をもとに大和総研作成

図表 4-5 により、上場株式等の配当所得について、商品の種類によらず、また、課税所得金額がいくらであっても、最も税率の低い課税方式は(A)「両方とも申告不要」か (C)「所得税は総合課税で住民税は申告不要」のいずれかとなり、(B)「両方とも総合課税」が最も税率が低くなるケースはないことがわかる。

納税者の課税所得金額が 330 万円以下の場合、所得税では総合課税を適用し配当控除のメリットを享受し、住民税では申告不要制度を適用し 5%の税率とする (C)の課税方式が最も納税者の税負担が少なくなる。

他方、納税者の課税所得金額が 900 万円超の場合は、両方とも申告不要制度を適用する (A)の課税方式が最も納税者の税負担が少なくなる。

納税者の課税所得金額が 330 万円超 900 万円以下の場合、商品類型ごとに課税方式の有利・不利が変わってくる。この場合、配当所得は原則として 1 銘柄・1 回の配当・分配金ごとに申告の有無を選択できるため、商品類型ごとに申告の有無を選択することが考えられる。ただし、源泉徴収ありの特定口座に配当所得を受け入れている場合は、当該配当所得は特定口座単位で申告の有無を選択する必要があり、商品類型ごとに申告の有無を選択できない。

(2) 譲渡所得・利子所得—「所得税は申告分離・住民税は申告不要」の可能性

特定公社債等の利子所得及び源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については申告不要とすることができる。ただし、確定申告し申告分離課税を選択すると当年度の上場株式等の譲渡所得・利子所得・配当所得との損益通算や、過年度の上場株式等の譲渡損失との繰越控除を適用することができる。一方で、損益通算・繰越控除適用後、残った所得については総所得金額等に含まれることとなり、これが社会保障制度における負担額に影響を及ぼす場合がある。

国民健康保険（介護分の保険料を含む）、介護保険（65 歳以上の第 1 号被保険者）、後期高齢者医療制度の保険料は、主に、住民税における損益通算・繰越控除後の所得金額をもとに決定される⁴。

上場株式等の譲渡所得・利子所得について、申告分離課税を選択して、損益通算や繰越控除を適用すると、これらの社会保障制度にも影響し保険料が高くなる等の現象も発生する。一部の地方自治体では、上場株式等の譲渡所得及び配当所得につき確定申告を行う際に国民健康保険料などへの影響も含めて、総合的に判断して申告を行うよう呼びかけを行っている⁵。

⁴ なお、会社員や公務員（協会けんぽ、健保組合、共済組合のいずれかに加入）の場合は、給与や賞与の水準をもとに社会保険料が決定されるため、上場株式等の所得によって社会保険料が変わることはない。

⁵ 例えば、東京都中野区ではウェブサイトで次のように案内している。

「特定口座（源泉徴収あり）に保管する上場株式等の譲渡所得および配当所得については、原則として総所得金額等を含めず、国民健康保険料の所得割の算定基礎にも含まれません。ただし、確定申告や都民税・特別区民税の申告をした場合は、国民健康保険料の算定基礎に含まれます。所得税や都民税・特別区民税を損益通算したり税額控除が出来ても、国民健康保険料の賦課額が税額の還付額を上回る場合があります。特定口座の『源

国民健康保険などの保険料は、地方自治体が条例により算定根拠を定めるが、住民税における損益通算・繰越控除後の所得金額が用いられることが多い。このため、上場株式等の譲渡所得・利子所得について損益通算や繰越控除を適用するのを所得税にとどめ、住民税では申告不要制度を適用すると国民健康保険料などの社会保障制度への影響を回避することができる⁶。

社会保障制度への影響も加味した課税方式の選択については、申告不要制度を選択する代わりに申告分離課税を選択し損益通算や繰越控除を適用することで減少する税負担の金額と、申告することで増加する社会保険料等の金額を勘案して判断することになるだろう。

◆試算を用いた解説

地方自治体により社会保障制度が異なることと、所得金額等の状況が納税者により異なることから、(1)のようにケースごとに税負担が少なくなる課税方式を類型化することはできないが、納税者判断の参考となるよう、簡略化した例を用いて試算を行う。

なお、試算では申告によって繰越控除を適用する例を示したが、申告によって上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算を行う場合も同様の考え方である。

図表 5 試算の前提

国民健康保険に加入する自営業者で、上場株式等の譲渡所得につき繰越控除の適用を検討する場合において、税と国民健康保険料を含めた負担が少なくなる課税方式を考える。

○国民健康保険料について

- ・国民健康保険料の所得割の料率は11.18%（千葉県千葉市の平成29年度（介護分を含む）の水準）。
- ・住民税において株式譲渡所得を申告分離課税とすれば繰越控除後の金額が国民健康保険料所得割の算定対象に含まれる。
- ・住民税において株式譲渡所得に申告不要制度を適用すれば国民健康保険料所得割の算定対象に含まれない。
- ・株式譲渡所得の申告の有無にかかわらず、国民健康保険料の上限に抵触せず、負担軽減の対象にもならない。

○上場株式等の譲渡所得

- ・前年に生じた上場株式等の譲渡損失が100万円繰り越されている。
- ・当年の上場株式等の譲渡所得は全て源泉徴収ありの特定口座内で生じたもの（申告不要制度の利用が可能）で、①100万円の場合、②144.7万円の場合、③200万円の場合の3ケースを試算する。
- ・上場株式等の譲渡所得の課税方式は(A)両方とも申告不要（所得税も住民税も申告不要制度）、(B)両方とも申告分離（所得税も住民税も申告分離課税）、(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要の3ケース⁷を試算する。
- ・当年中に上場株式等の配当所得はない。

（出所）千葉県国民健康保険条例等をもとに大和総研作成

泉徴収あり』の株式等の所得を申告するかしないかは、総合的に判断する必要があります。」

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/217500/d001998.html>

⁶ 本レポート2. (1)で前述の通り、上場株式等の配当所得についても、所得税で総合課税（または申告分離課税）としても、住民税で申告不要とすれば、国民健康保険料などの社会保障制度への影響を回避することができる。

⁷ なお、「所得税は申告不要で住民税は申告分離」も選択肢としてはありうるが、この試算の例では、両方とも申告分離とする場合よりも常に、15万3,150円（＝100万円×15.315%）負担が重くなるため、考慮しないこととした。

図表 6 課税方式の選択の試算（自営業者が繰越控除を適用する場合）

単位:円、年額	(A)「両方とも申告不要」と比べた負担額の増減		最も負担が少ない課税方式	
	(B)両方とも申告分離	(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要		
①繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が100万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B) 両方とも申告分離
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	±0	±0	
	計	-203,150	-153,150	
②繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が144.7万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B)と(C)が ほぼ同値
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+49,975	±0	
	計	-153,175	-153,150	
③繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が200万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(C) 所得税は申告分離で 住民税は申告不要
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+111,800	±0	
	計	-91,350	-153,150	

前年に生じた上場株式等の譲渡損失が100万円繰り越されている場合において、当年の上場株式等の譲渡所得について申告不要制度を選択した場合と、申告分離課税を選択して繰越控除を適用した場合の税・社会保険料負担を比較している。試算の前提は図表5を参照。

(出所) 現行法令等をもとに大和総研試算

図表 6 の試算は、いずれも前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失が 100 万円あり、当年の上場株式等の譲渡所得が 100 万円以上あることを前提にしている。この前提の下では、所得税も住民税も株式譲渡所得につき申告分離課税を選択すれば、繰越控除を適用することにより、税負担は減少する。したがって、所得税について申告不要制度を用いる(A)は最も負担が少ない課税方式とはならない。

所得税については申告分離課税を選択しても（この試算の例では）所得税の所得が国民健康保険料に反映されるわけではないため、申告不要制度よりも申告分離課税を選択した方が 15 万 3,150 円（＝100 万円×15.315%）、納税者の負担は少なくなる。

住民税については申告分離課税を選択すると、住民税額については申告不要制度よりも 5 万円（＝100 万円×5%）減少する。ただし、繰越控除後の株式譲渡所得について 11.18%の率で国民健康保険料所得割が課され、申告不要制度を選択するよりも国民健康保険料が増加する。

このため、税と国民健康保険料を含めた負担が少なくなる課税方式が「(B)両方とも申告分離」となるか、「(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要」のどちらになるかは、減少する住民税額（5 万円）と増加する国民健康保険料のどちらが多いかによることとなる。

図表 6 のケース①繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が 100 万円の場合、住民税で申告分離課税を選択しても、繰越控除後の譲渡所得は 0 円となるため、国民健康保険料は増加しない。このため、(B)両方とも申告分離の課税方式が最も負担が少なくなった。

図表 6 のケース②繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が 144.7 万円の場合、住民税で申告分離課税を選択すると、繰越控除後の譲渡所得は 44.7 万円となり、国民健康保険料は 4 万 9975 円（＝44.7 万円×11.18%）増加する。この金額は減少する住民税額の 5 万円とほぼ等しくなり、税と国民健康保険料を含めた負担は(B)と(C)の課税方式でほぼ同じである。

図表 6 のケース③繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が 200 万円の場合、住民税で申告分離課税を選択すると、繰越控除後の譲渡所得は 100 万円となり、国民健康保険料は 11 万 1,800 円（＝100 万円×11.18%）増加する。この金額は減少する住民税額の 5 万円より大きいいため、「(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要」の課税方式が最も負担が少なくなった。

どの課税方式が最も有利になるかはケース・バイ・ケースではあるが、自営業者や年金生活者など、上場株式等の譲渡所得及び配当所得等が社会保障制度の適用に影響を与える者においては、「所得税は申告分離で住民税は申告不要」という課税方式が一つの有力な選択肢になるだろう。

3. 異なる課税方式を選択するために必要な手続き

住民税の申告書を別途提出せず、所得税の確定申告書のみを提出した場合は、上場株式等の所得につき、住民税は所得税と同じ課税方式を選択したものとみなされる⁸。

上場株式等の所得につき、所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、所得税の確定申告書を税務署に提出するのは別に、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。

所得税の確定申告書の提出期限は所得が発生した年の翌年3月15日まで、住民税の申告書の提出期限は、所得が発生した年の翌年度分の納税通知書が送達される時までと定められている⁹。期限内であれば、所得税の確定申告書と住民税の申告書のどちらを先に提出してもよい。

「住民税の申告書」は、所得税の確定申告書に類似したものであるが、その様式は各市町村により異なる。住民税の申告書を提出する場合、基本的には、所得税の確定申告書と同様に上場株式等の所得に限らず、給与所得、事業所得など全ての申告する所得について記載する必要がある¹⁰。

上場株式等の所得について、住民税で申告分離課税または総合課税を選択する場合には、住民税の申告書の分離課税または総合課税の欄に当該金額を記入すればよい。

他方、上場株式等の所得について、住民税で申告不要制度を選択するためには、上場株式等の所得について住民税の申告書に記載しなければよい。これは、「住民税の申告書を出さない」という意味ではなく、所得税の確定申告書に記載する他の所得については全て住民税の申告書に記載するが、上場株式等の所得については住民税の申告書に記載しないという意味である¹¹。

住民税の申告書の様式や提出書類等の扱いは市区町村により異なるため、申告書提出にあたっては、納税者自らが市区町村に問い合わせる必要がある（税務署は住民税を直接扱っていないため、税務署に問い合わせても回答が得られない可能性が考えられる）。 **【以上】**

⁸（給与所得者等で確定申告の必要のない者が）所得税で確定申告を行わず、住民税の申告書を提出しなかったときは、所得税・住民税ともに申告不要を選択したものとみなされる。

⁹ 地方税法上の扱いであり、市区町村の条例等で申告書の受付期間が別途定められている場合が考えられる。

¹⁰ 例えば、東京都練馬区では、上場株式等の所得の扱いのみを申告するための特別の様式を用意しており、上場株式等の所得のみを当該申告書に記載すれば足りる（他の所得金額や所得控除などを記載しなくてよい）こととしている。

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/oshirase/kazeihoshiki-sentaku.html>

¹¹ 所得税においては、上場株式等の配当所得を記載しない確定申告書を提出した場合、納税者が積極的に申告不要制度を選択したものと取り扱われ（措置法通達8の4-1）、住民税においても同様と考えられる。